

## 「東京～山梨・長野 交通強靱化プロジェクト」 規約

### （名 称）

第1条 本会の名称は、「東京～山梨・長野 交通強靱化プロジェクト」（以下「本会」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 本会は、令和元年台風19号の豪雨により、東京都・神奈川県・山梨県境において、主要な交通手段である鉄道（JR中央本線）、道路（中央自動車道、国道20号）が同時に被災し、約1週間にわたり交通が寸断し、関係都県市の沿線地域に深刻な影響を与えたことから、今回の災害により露呈した脆弱性に対し、国と都県市、管理者が災害リスクを確認し、連携・協力して一体的かつ計画的な強靱化に向け、取り組みの基本方針について共有することを目的とする。

### （構 成）

第3条 本会は、別表-1の職にあるものをもって構成する。

2 会議の招集、進行及び運営は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、本会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

### （実施事項）

第4条 本会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1) 台風19号による被災情報や復旧対応状況及び復旧における課題の共有

2) 強靱化に向けた論点整理

3) 強靱化への取り組みに関する基本方針の共有

4) その他、交通強靱化に関する必要な事項

### （会議の公開）

第5条 本会は、議事が始まる前の冒頭のみ報道機関を通じて公開する。

### （議事の公表）

第6条 本会に提出された資料及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、本会において公開することが適切でないとする場合は、会議に提出された資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とする。

### （事務局）

第7条 本会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、山梨県県民生活部、県土整備部が務める。

### （その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項について

は、構成員相互の協議により定める。

(附 則)

この規約は、令和2年1月30日から施行する。

この改正規約は、令和2年2月18日から施行する。

この改正規約は、令和3年1月14日から施行する。

この改正規約は、令和4年1月21日から施行する。

この改正規約は、令和5年1月27日から施行する。

別表－1

「東京～山梨・長野 交通強靱化プロジェクト」構成員

所 属	役 職
国土交通省関東地方整備局道路部	部長
国土交通省関東運輸局交通政策部	部長
国土交通省関東運輸局鉄道部	部長
中日本高速道路（株）八王子支社 高速道路事業部	部長
東日本旅客鉄道（株）八王子支社	企画部長 (経営戦略ユニットリーダー)
東京都都市整備局都市基盤部	部長
神奈川県県土整備局	道路部長
長野県企画振興部	部長
長野県建設部	部長
相模原市都市建設局	局長
山梨県県民生活部	部長
山梨県県土整備部	部長